

1-4 高さ制限における屋上等のパイプ手すりについて

建築基準法で規定されている高さ制限に関して、屋上等にパイプ手すりを設ける場合の取扱いを、以下のとおり定める。

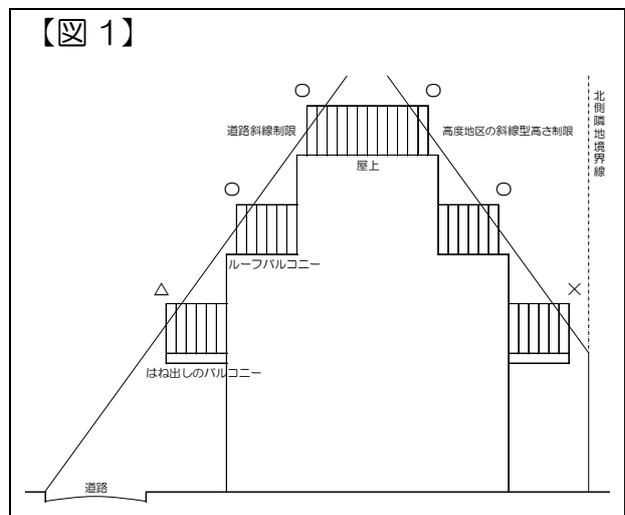
- 1 屋上及びルーフバルコニーに設けるパイプ手すりの取扱い
 - ・日照や通風の確保ができるパイプ手すりは、建築基準法施行令（以下「令」という。）第2条第1号第6号ハに規定されている「棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物」として扱う。ただし、安全性の観点から、横格子の手すりは認めない。【表1】【図1】
 - ・日照や通風が確保できない手すり（ガラス状のものやパンチングメタル等）は、建築物の高さに算入するため、制限の対象となる。
- 2 はね出しのバルコニー又は屋外廊下に設けるパイプ手すりの取扱い
 - ・日照や通風の確保ができるパイプ手すりは、建築基準法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、法第55条第1項に基づく絶対高さ制限、法第56条第1項に基づく道路斜線制限及び隣地斜線制限並びに法第58条に基づく高度地区の絶対高さ制限の規定において、制限の対象としない。【表1】【図1】
 - ・この場合において、上記1と同様に、横格子の手すりは認めない。また、日照や通風が確保できない手すりは、建築物の高さに算入する。
- 3 屋外階段に設けるパイプ手すりの取扱い
 - ・日照や通風の確保ができる縦格子のパイプ手すりでは、令第2条第1項第6号ハに規定されている「屋上突出物」に該当するもの以外は、全ての高さ制限の規定において、制限の対象とする。【表1】
- 4 日影規制におけるパイプ手すりの取扱い
 - ・規制対象かどうかを判断する場合の建築物の高さの算定においては、上記1又は上記3に該当する「屋上突出物」のパイプ手すりは、算入しない。
 - ・また、規制対象となる場合は、建築物の高さに算入しないパイプ手すりを含んだ建築物の全ての部分の日影が、規制対象となる。【表1】

【表1】

	絶対高さ	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	高度地区		日影規制
					絶対高さ	斜線型高さ	
屋上・ルーフバルコニー	○	○	○	○	○	○	×
はね出しのバルコニー・屋外廊下	△	△	△	×	△	×	×
屋外階段（屋上突出物以外）	×	×	×	×	×	×	×
階段室等（建築面積の1/8以内）	○	○	○	×	○	×	×

○：制限の対象としない。
 △：法の趣旨に鑑み、制限の対象としない。
 ×：制限の対象とする。

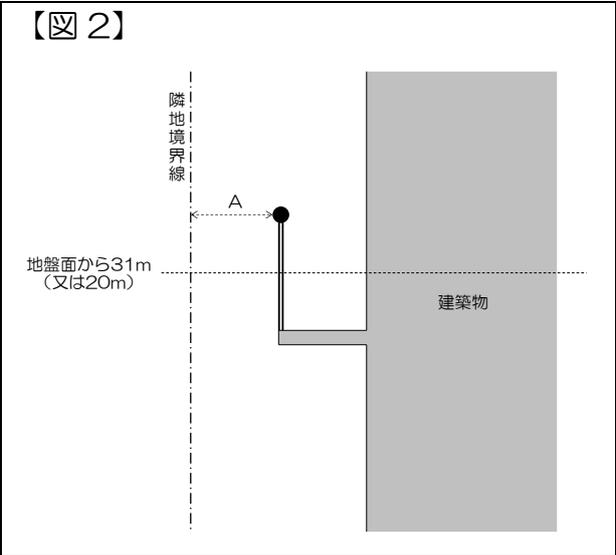
【図1】



(次ページあり)

5 隣地斜線制限の後退距離の算定におけるパイプ手すりの取扱い

- 隣地斜線制限の対象とならないパイプ手すりが、地盤面から31m（又は20m）の位置をまたがる場合は、パイプ手すりを含んだ建築物の全ての部分のうち、隣地境界線までの最も近い点（Aの位置）で後退距離を算定する。【図2】



6 天空率の算定におけるパイプ手すりの取扱い

- 建築物の高さに算入しないパイプ手すりを含んだ建築物の全ての部分を、計画建築物の天空率に算定する。

関連条文	建築基準法第55条第1項、第56条、第58条、 建築基準法施行令第2条第1項第8号
参 考	